

第 2 1 回総会議事録

(令和4年3月25日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第21回総会議事録

- 1 日時及び場所
令和4年3月25日（金） 午後2時00分開会 午後4時15分閉会
戸塚区役所 8階大会議室A B
- 2 出席及び欠席委員の氏名
委員総数 25名 出席委員 25名
（農業委員14名、農地利用最適化推進委員11名）
別添出欠状況表のとおり
- 3 議案の題目
別添「議決事件及び審議結果」のとおり
- 4 動議及びその提出者の氏名
なし
- 5 議事の要領
開会 午後2時00分

※農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。

※事務局より出席委員数報告

- 議長 第21回の総会にお集まりいただきありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は25名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第21回総会を開会いたします。議事録署名人は、臼居委員と森委員にお願いします。
- 議長 それでは議題に入らせていただきます。第1号議案『農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について』を審議します。第1号議案第17号は、第3号議案『農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について』の第45号議案と関連があるため、第3号議案を先に審議することとします。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第3号議案第45号を朗読>
- 野渡委員 相鉄線ゆめが丘駅から北西に約350mの調整白地1筆です。倉庫敷地となっており、建設の際の砂利が当該地に含まれています。少なくとも平成23年から倉庫敷地となっており、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。
第3号議案第45号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第45号については、承認と決定します。

○議長 次に第1号議案第17号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第1号議案第17号を朗読>

○野渡委員 相鉄線ゆめが丘駅から北西に約350mの調整白地2筆です。経営移譲のため、これまで同じ世帯員である譲受人が管理していた土地を購入するものです。譲受人の肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第1号議案第17号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第1号議案第17号については、許可と決定します。

○議長 次に第1号議案第18号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第1号議案第18号を朗読>

○森委員 議案の詳細については門倉推進委員から説明をお願いします。

○門倉推進委員 中田中央公園の北側の農用地1筆です。これまで譲受人が利用権にて賃借していた土地を購入するものです。譲受人の肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○青木委員 今回取得する会社の方が耕作しているということは、写真で見ると建物がありますが、これが耕作されている場所なのでしょうか。

◆事務局 その通りです。こちらの温室で苺の栽培をしております。所有者から利用権で土地を借りて温室を建てて耕作をしているという状況です。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第1号議案第18号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第1号議案第18号については、許可と決定します。

○議長 次に第1号議案第19号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第1号議案第19号を朗読>

○高橋功委員 上瀬谷小学校の南側及び北東約180mの農用地3筆です。譲受人が経営規模拡大のため購入するものです。譲受人の肥培管理良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第1号議案第19号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第1号議案第19号については、許可と決定します。

○議長 次に、第2号議案『農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について』を審議します。

○議長　ここで議事参与の制限により、福本委員にはいったん退室していただきます。
(福本委員　退出)

○議長　事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第2号議案第23号を朗読>立地基準については、第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、残高証明にて資力があることを確認しています。令和4年3月15日に行政財産目的外使用許可済みです。

○臼居委員　議案の詳細については間邊推進委員から説明をお願いします。

○間邊推進委員　朝比奈小学校から南に約120mの調整白地1筆です。東日本旅客鉄道の鉄塔部材補修工事等のため、仮設作業所として一時転用するものです。申請地の東側は道路、西側及び南側は山林、北側は農地です。周囲はガードフェンスで囲い、資材置場にはプラシキを仮設します。雨水は自然浸透で処理する計画です。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。

○議長　ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第2号議案第23号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長　総員挙手と認め、第1号議案第23号については、許可相当と決定します。

○議長　福本委員の入室をお願いします。

(福本委員　入室)

○議長　次に第2号議案第24号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第2号議案第24号を朗読>立地基準については、第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、融資等にて資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。

○青木委員　議案の詳細については相澤推進委員から説明をお願いします。

○相澤推進委員　阿久和小学校から南東に約670mの調整白地2筆です。譲受人が購入し資材置場に整備するものです。申請地の東側及び西側は雑種地、南側は用悪水路、北側は水路です。周囲は出入口を除きコンクリートブロック2段で囲います。場内は砂利敷きとし、雨水は自然浸透で処理します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。

○奥村委員　横浜市土地が入っているわけですが、その部分を除いて盛り土すると谷間になって資材置場として使い勝手が悪いと思うのですが、2つに分かれても差し支えないのでしょうか。

◆事務局　2筆のあいだにある土地は国有地になります。計画ではあいだは使わずに、それぞれ1筆ずつ入り口も分けて使用するという事になっています。現地はもともと道路から若干高くなっておりまして、盛り土の計画はなく、特に谷間になるという状況になるということはないと認識しています。

○議長　ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第2号議案第24号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお

願います。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第2号議案第24号については、許可相当と決定します。

○議長 次に第3号議案『農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第46号を朗読>

○横山委員 松陽高校から西に約200mの農振白地です。少なくとも昭和56年ごろからは山林化しており、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第46号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第46号については、承認と決定します。

○議長 次に第3号議案第47号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第47号を朗読>

○北村委員 議案の詳細については小宮推進委員から説明をお願いします。

○小宮推進委員 小雀小学校から東に約500mの農振白地1筆です。20年ほど前から資材置場として利用しており、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第47号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第47号については、承認と決定します。

○議長 次に第3号議案第48号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第48号を朗読>

○野渡委員 議案の詳細については遠藤推進委員から説明をお願いします。

○遠藤推進委員 松並交差点から南西に約300mの農振白地です。以前はボイラー室が設置されており、少なくとも平成19年ごろからは住宅敷地の一部でした。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第48号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第48号については、承認と決定します。

○議長 次に第3号議案第49号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第49号を朗読>

○田中委員 舞岡中学校から南東へ約100mの調整白地1筆です。昭和45年にアパー

ト建築する予定が頓挫したため、以降は駐車場や資材仮置場として利用し、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第49号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第49号については、承認と決定します。

○議長 次に第3号議案第50号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第50号を朗読>

○田中委員 舞岡小学校から北西へ約150mの調整白地1筆です。昭和40年に住宅を建てる予定が頓挫したため、以降は駐車場や資材仮置場として利用し、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第50号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第50号については、承認と決定します。

○議長 次に第4号議案『相続税・贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第4号議案第90号を朗読>

○森委員 中田駅から南東に約400mの生産緑地3筆1団地です。施設野菜及び露地野菜を栽培しています。肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第90号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第90号については、承認と決定します。

○議長 次に第4号議案第91号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第4号議案第91号を朗読>

○高橋孝至委員 平戸中学校から約50m、150m、約300mの農用地及び振興地域の3団地7筆です。ブドウ等果樹を栽培しています。肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第91号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第91号については、承認と決定します。

○議長 次に第4号議案第92号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第4号議案第92号を朗読>

- 野渡委員 議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。
- 遠藤推進委員 松並交差点から北西に約120m及び南西に約380mの農振白地14筆2団地です。水稻及び露地野菜を栽培しています。肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。
第4号議案第92号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第4号議案第92号については、承認と決定します。
- 議長 次に第4号議案第93号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第4号議案第93号を朗読〉
- 野渡委員 中和田南小学校から南に約450mの農用地1筆及び南西に250m～600mの調整白地6筆です。水稻及び露地野菜を栽培しています。肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。
第4号議案第93号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第4号議案第93号については、承認と決定します。
- 議長 次に第4号議案第94号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第4号議案第94号を朗読〉
- 安西健一委員 深谷小学校から西に約800mの農振白地8筆1団地です。露地野菜を栽培しています。肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。
第4号議案第94号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第4号議案第94号については、承認と決定します。
- 議長 次に第4号議案第95号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第4号議案第95号を朗読〉
- 鈴木委員 金井公園から北に約400mの生産緑地6筆です。年間を通して露地野菜を栽培しています。肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。
第4号議案第95号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第4号議案第95号については、承認と決定します。
- 議長 次に第4号議案第96号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局〈第4号議案第96号を朗読〉

- 青木委員 相沢小学校に隣接の生産緑地2筆及び北西に約400～600mの生産緑地5筆の計4団地です。植木を栽培しています。肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。
第4号議案第96号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第4号議案第96号については、承認と決定します。
- 議長 次に第5号議案『相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第5号議案保13-03を朗読>
- 高橋功委員 上瀬谷小学校から約350mの農用地5筆および県立瀬谷養護学校の西に隣接する調整白地1筆です。露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。
- 議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。
第5号議案保13-03について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第5号議案保13-03については、承認と決定します。
- 議長 次に第6号議案『農地造成工事の承認について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第6号議案第14号を朗読>
- 高橋功委員 上瀬谷小学校東側交差点から北東に約400mの農用地2筆です。排水改善のため最大2mの土の入換えをします。工期は令和4年3月26日から令和4年8月31日の予定です。ご審議をお願いします。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。
第6号議案第14号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第6号議案第14号については、承認と決定します。
- 議長 次に第6号議案第15号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第6号議案第15号を朗読>
- 高橋功委員 上瀬谷小学校東側交差点から北東に約750mの農用地4筆です。田畑転換のため最大1.7mの盛土をします。工期は令和4年3月26日から令和4年7月31日の予定です。ご審議をお願いします。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。
第6号議案第15号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第6号議案第15号については、承認と決定します。

- 議長 次に第7号議案『買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第7号議案を朗読>買い取り希望者がいましたら、令和4年4月5日（火）までに事務局まで御連絡をお願いします。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。
- 第7号議案について、買い取り希望者がいましたら、令和4年4月5日（火）までに事務局に連絡することとし、希望者がいない場合には「希望者なし」として市長あてに回答することを承認することに異議なしとする方は挙手を願います。
- （総員挙手）
- 議長 総員挙手と認め、第7号議案については、承認と決定します。
- 議長 次に第8号議案『令和5年度税制改正要望について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局 施策要望のうち、税制改正要望については、本日内容を決定して県農業会議へ提出します。その他の要望については、「令和5年度県農林業施策並びに予算に関する要望・県農地等利用最適化の推進に関する意見」として、後ほど検討していただき、事務局で整理した案を4月の総会で審議していただきます。
- なお、税制改正要望について、集約した意見の他、昨年度要望内容で今年度も情勢が継続しているものについては、今年も継続して要望を挙げていきたいと思います。ご審議をお願いします。
- 議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ご意見等がありましたらお願いします。
- 金子推進委員 税制改正の話については、どう見てもおかしいということや、新しく出てきた問題点について、農業委員会として積極的に言っていけないと思いません。その一方で、これは税金の話で税金とは広く多くの人から取るものですから、税の公平性とバランスを取らないといけないと思いません。農業委員会という横浜市行政委員会です出すわけですから、バランスは重要じゃないかと思います。特に、市街化区域内の農地や樹林地の固定資産税を全額免除にするかという表現は、変えてもらいたいと思います。例えば、都市農業振興基本法ができて市街化区域内の農地については変わりがない扱いなので、固定資産税の評価を見直してほしいというような表現ができないかと思います。
- ◆事務局 おっしゃるとおり、都市農業振興基本法は市街地の中に農地があるものという国の方針があり、それに紐づいての固定資産税減免かと。横浜市についてはみどりアップ計画でみどり税がありますけれども、樹林地については緑地制度に契約したもののについては固定資産税減免になっています。一方で、農地はなくて、残していく必要性を訴えながらも施策や税制が上手く連動していないところがあります。農地もみどりアップ計画の中で、減免にできるかという難しい。ただ、都市農業振興基本法のあるべきものと位置づけられているので、税の後ろ盾があると残すための一助になると思います。そういった文言を付け加える検討はさせていただきたいと思います。
- 安西健一委員 市街化区域と調整区域には家が建っています。市街化区域に建っているものには都市計画税が1.5倍、調整区域には固定資産税だけです。なので、ある程度、農家が生き残るための主張はしていかなければならない。現時点で、税の不公

平さというのは確実に出ていると思います。そのあたりも考えていただいて、調整区域に建っている所でも都市計画税を徴収するべきだと思います。

◆事務局 市街化区域と調整区域のゾーニングのあり方として、市街化を進める所、抑制する所と、市街化すると線引きをした所については、都市施設の道路やインフラの整備などを優先的にやるための税であるとしているので、そこで税金の差がついてるところだけ見ると差別化というのは違うかと思います。一方で、農地については、おっしゃられたところもあるので、御意見としていただきたいと思います。

○議長 市街化区域、調整区域、それぞれの農家の意見も様々伺っており、税金が上がっても整備してほしいというのもあります。そのあたりも含めて、上層部と検討してまいります。いろいろなご意見をいただき、ありがとうございます。皆様からいただいたご意見を整理し、県農業会議に報告したいと思います。

◆事務局 では、税制要望について、固定資産税の全額免除の取扱いについては、都市農業振興基本法を提起とした文言を入れながら、調整させていただきたいと思います。

○議長 次に議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。

◆事務局 報告事項第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について

◆事務局 報告事項第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について

◆事務局 報告事項第3号 農業経営改善計画の認定について

◆事務局 報告事項第4号 令和4年度生産緑地地区追加指定仮申出の受付案件について

○議長 報告事項について、ご意見等がありましたらお願いします。

○議長 ご意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。

◆事務局 『アグリサポート事業農地相談の状況について』

◆事務局 『県農林業施策並びに予算に関する要望・県農地等利用最適化の推進に関する意見のとりまとめについて』

その他情報提供・事務連絡を行う。

○議長 以上で、すべての事項を確認しました。全体をとおして、ご意見・ご質問はありませんでしょうか。

○議長 ご意見がないようでしたら、これをもちまして第21回総会を閉会といたします。

閉会 午後4時15分

6 会議に出席した関係者の氏名

別添出欠状況表のとおり

- 7 その他議長において必要と認める事項
なし

議決事件及び審議結果

議案事件			審議結果	摘要
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について	17号 18号 19号	許可 許可 許可	
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について	23号 24号	許可相当 許可相当	
第3号議案	農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について	45号 46号 47号 48号 49号 50号	承認 承認 承認 承認 承認 承認	
第4号議案	相続税・贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について	90号 91号 92号 93号 94号 95号	承認 承認 承認 承認 承認 承認	
第5号議案	相続税の納税猶予に係る特例適用農地等の利用状況の確認について	保13-03	承認 承認	
第6号議案	農地造成工事の承認について	14号 15号	承認 承認	
第7号議案	買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について		承認	
第8号議案	令和5年度税制改正要望について		承認	

令和4年3月25日開催 第21回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 裕	会長	出席	議長
2	高橋 功	会長職務代理者	出席	
3	矢島 寛	連合会理事	出席	
4	鈴木 宏		出席	
5	臼井 喜代志		出席	議事録署名人
6	森 雅 則		出席	議事録署名人
7	安西 八 幸		出席	
8	高橋 孝 至		出席	
9	横山 重 雄		出席	
10	福本 清		出席	
11	野渡 リツ子	連合会理事	出席	
12	奥村 玄		出席	
13	青木 司 光	連合会理事	出席	
14	安西 健 一	連合会理事	出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	内田 克 己		出席	
2	金子 秀 喜		出席	
3	小宮 藤 正		出席	
4	安西 勤		出席	
5	相澤 藤 雄		出席	
6	田中 豊		出席	
7	間邊 巖	連合会理事	出席	
8	根本 和 正		出席	
9	門倉 和 美	連合会理事	出席	
10	遠藤 誠 次		出席	
11	高田 芳 明		出席	

会議に出席した関係者の氏名

南西部農業委員会事務局 綿貫所長、本橋係長、小林事務職員、福士技術職員、山内技術職員、
栗林事務職員、鈴木事務職員、山本（玲）事務職員、山本（優）事務職員
南部農政事務所 澤事務職員
JA横浜営農支援課 竹内